

西宮市満池谷火葬場残骨灰処理業務に係る提案者審査基準

(趣旨)

第1条 この基準は「西宮市満池谷火葬場残骨灰処理業務」(以下「本業務」という。)の受託候補者を選定するために必要な事項について定める。

(西宮市指名競争入札参加資格者名簿非登載者のみが提出する書類の審査)

第2条 西宮市指名競争入札参加資格者名簿非登載者に対してのみ提出を求める書類については、点数化の対象外とし、西宮市指名競争入札参加資格者に準ずる者として提案書の提出者として審査の対象とするか否かの判断のみに使用する。

2 前項の西宮市指名競争入札参加者名簿非登載者に対してのみ提出を求める書類の審査基準については別に定める。

(審査項目)

第3条 受託候補者を選定するための評価項目は、次の各号に掲げるとおりとし、評価基準等の詳細は別表1に定める。

(1) 実施体制に対する評価

- ア 組織としての経験・実施能力
- イ 統括技術者・主任技術者の実務経験

(2) 提案内容に対する評価

- ア 業務内容の理解
- イ 残骨灰処理に係る有価物等の選別、選別後の処理(低公害化処理を含む)、最終埋葬、供養についての提案等
- ウ 残骨灰の精錬に対する考え方

(3) 価格評価

- ア 参考見積

(評価点)

第4条 評価項目の審査は、評価点により行う。各項目の配点は次の各号に掲げるとおりとし、評価点の合計は1,000点満点とする。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 実施体制に対する評価(A項目) | 300点 |
| (2) 提案内容に対する評価(B項目) | 600点 |
| (3) 価格評価(C項目) | 100点 |

2 A項目及びB項目の審査は、相対評価で評価する。

(選定審査票)

第5条 審査は別に定める選定審査票を用いて行う。

(審査方法)

第6条 審査方法は、次の7点のとおりとする。

(1) 予算額(予定)を超えている場合は、その提案書は審査から除外する。

(2) 選定は、相対評価により行うものとし、優秀と思われるものから順位を付し、それぞれの項目の順位に応じた掛け率を配点に乗じて評価点を算出する。なお、実施体制に対する評価(A項目)については、提出された書類における数値による単純比較により相対評価し、数値が同じ者には順位に対応した同点を評価点とする。ただし、価格評価(C項目)の評価点については見積金額が安い方から順に100点、80点、60点、40点、20点とする。

(3) 評価項目{提案者審査基準(別表1)参照}にある業務遂行能力(A項目)については書類審査とし、{提案者審査基準(別表1)}に基づき審査委員会事務局が評価点を算出し、審査委員会委員全員の承認を得た上で評価点を確定する。

(4) 評価項目にある提案内容に対する評価(B項目)及び価格評価(C項目)は、提出された提案書等の結果を踏まえ、提案者審査基準(別表1)に基づき審査委員会が評価点を算出する。

(5) 評価項目にある提案内容に対する評価(B項目)及び価格評価(C項目)の評価点は、各委員の評価点の平均値をもって委員会の評価点とする。各委員の評価点の平均値が割り切れない場合は、小数第1位を四捨五入することとする。

(6) 評価結果に基づき最高得点を獲得した提案書の提出者を受託候補者として選定する。ただし、最高得点応募者が複数あった場合は審査委員会の議決により選定する。

(7) 申込者が1者のみの場合については、評価点が600点以上であれば受託候補者とし、600点未満であれば、受託候補者とししないこととする。

付 則

1 この基準は、令和7年1月16日から実施する。

(別表1)評価項目別審査基準

評価項目		評価の着眼点
【A項目】 実施体制に対する評価 (合計300点)	組織、実施体制の妥当性 (小計150点)	環境マネジメントシステムの認証取得状況
		地方自治体からの残骨灰処理業務の受注実績
		業務推進体制
		統括技術者(責任者)の同種・類似業務の経験
	施設、設備等の 状況 (小計150点)	主任技術者の同種・類似業務の経験
		保有している残骨灰処理設備(中間処理設備・熔融処理設備)の内容及び数
残骨灰処理施設の残骨灰保管容量と受入れ可能容量		
【B項目】 提案内容に対する評価 (合計600点)	業務内容の理解(小計100点)	残骨灰処理施設の1日あたりの処理力と処理の余力
		本市からの残骨灰処理施設までの距離
	残骨灰処理に係る有価物等の選別、選別後の処理(低公害化処理を含む)、最終埋葬、供養についての提案等 (小計400点)	業務の理解度及び作業計画の妥当性・効率性
		提案内容① 残骨灰処理に係る有価物等の選別、選別後の処理、低公害化処理の方法又は内容について
有価物の精錬に対する考え方 (小計100点)	提案内容② 残骨灰処理の結果として最終埋葬される対象、最終埋葬地、供養について	
	提案内容③ 残骨灰に含まれる有価物の精錬の実施方針(自社実施・委託など)	
【C項目】価格評価(100点)	参考見積	予算の範囲内であるか
合計	—	—

【評価点の算出式】

- 1位: 配点 × 参加申込者数 / 参加申込者数
- 2位: 配点 × (参加申込者数-1) / 参加申込者数
- 3位: 配点 × (参加申込者数-2) / 参加申込者数
- 4位: 配点 × (参加申込者数-3) / 参加申込者数
- 5位: 配点 × (参加申込者数-4) / 参加申込者数
- 以下同様

※A項目及びB項目の評価は相対評価とする。

※評価点の算出式は左のとおりとするが、考え方としては優秀なものから順位を付し、それぞれの項目の順位に応じた掛け率を配点に乗じて評価点を算出する。
※算出した数値が小数点以下になる場合は小数第1位を四捨五入することとする。

A項目で1次審査し、上位5者(参加申込が5者未満の時は全員)が2次審査に進む。
2次審査ではB項目及びC項目を審査するが、提案書の特定は総合評価(A+B+C)で行う。